平成２８年度第３回茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会次第

　　　　　　　　　　　　　　　日時　　平成２８年９月２８日（水）

　　　　　　　　　　　　　　　　 １４時００分～

　　　　　　　　　　　 　　　場所　　市役所本庁舎４階　会議室２

　議事

　　議題１　第７期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に係る意向調査（案）について（意見聴取）（資料１－１、１－２、１－３－１～４）

→　**委員：** 介護サービス事業調査票の対象である事業所はどこなのか。また、

**事務局：** 神奈川県で指定を受けている事業所、茅ヶ崎市で指定している地域　密着型サービスを提供する事業所が対象となる。

**副委員長：**一般高齢者個別調査票のＰ．６問１４の選択肢５にある「嚥下機能」を高齢者にわかりやすい表現に変えたほうがよい。Ｐ．１４問３４－１の選択肢４の社会福祉協議会は地区社協、市社協どちらをさすのか。また、問３７で住まいで困っていることを聞いているが、家を持て余しているという選択肢も必要ではないか。

**事務局：**ご意見をもとに訂正する。社会福祉協議会のことは確認するが、恐らく両者を含む。また、問３７に関しては、問３６－１で聞くので問３７に含めなくても問題ないと考える。

**委員：**最期を迎えるための準備の設問があるが、新たに設問に入れた理由はあるか。

**事務局：**今後ひとり暮らし高齢者、認知症の方が増えていくことが考えられるため、自分の意思を日常の中で伝えていく必要があると考える。そのため、 実態を知りたいということと普及啓発のために設問に加えた。

**委員：**施設に入っている方に対して、最期を迎えるための準備の設問がないが理由はあるのか。

**事務局：**施設に入っている方の中には、健康状態が良くない方もいるため、回答が難しいことが予測されたためである。

　　議題２　避難行動要支援者支援名簿の作成及び今後のスケジュールについて（報告）（資料２）

→　**委員：**災害時要援護者支援制度との違いは何か。

**事務局：**以前の制度では、ひとり暮らし高齢者などで、日常生活に注意を要するもの、在宅の認知症高齢者も対象としていた。

**委員：**災害が発生または発生する恐れがある時とはどのような時であるか。

**事務局：**一般的には、災害対策本部が立ち上がり、みなさまに情報提供できるときとなる。

**委員：**地域支援者が必要であると考える。実効性のある制度となるよう努めてほしい。

**事務局：**新たな制度では、災害が発生した直後に、自分や家族の安全が確保できたら、すぐに近隣の人たちの安否を確認し合い、避難支援にあたる若しくは公的支援を要請することが重要なため、市民の方ひとりひとりがその事を念頭におき、行動できるようにあらためて周知・啓発していくことが必要であると考えている。地域支援者については、旧制度より取り組んでいただいており、その必要性については計画に位置づけ、地域ルールにより運用していただくことをお願いしていく。実効性のある制度となるよう努める。

**委員：**災害が発生してから名簿をもらっても活用できない。どのように考えるか。

**事務局：**災害対策基本法において、平常時における避難行動要支援者の地域への情報提供については、本人の同意をとったうえで提供することとされている。災害が発生または発生する恐れがある場合に、状況に応じ地域、事業者及び関係団体へ本人同意の有無にかかわらない避難行動要支援者の情報を提供することとなる。

議題３　介護予防・日常生活支援総合事業に向けて整備する基準に係るパブリックコメントのとりまとめについて（意見聴取）（資料３）

→　**委員：**パブリックコメントの意見の提出は若い年代にもしてもらった方がよいのではないか。

**事務局：**幅広い年代にも意見していただけるような、周知方法等を検討していく。

議題４　指定地域密着型サービスの条例改正に係るパブリックコメントのとりまとめについて（意見聴取）（資料４）

　→　**質疑等は特になし。**

議題５　平成２７年度地域包括支援センターの事業評価について（報告）

（資料５）

　→　**質疑は特になし。**

議題６　地域包括支援センターの事業評価の在り方について（意見聴取）

　　　　（資料６－１、６－２）

　→　**委員**：資料６－２の「１．今年度の重点的な取り組み方針」は、市の方針に即した評価基準を前提に、その年に取り組むべき内容について重点項目をより具体的に打ち出した方がよいのではないかと考えたが、包括の機能が成熟してから評価基準を変更すればよいという事務局の考え方を受けて了承した。

議題７　その他（資料７）

　　　→　事務局より２点報告。

1. 敬老大会慰安事業の廃止について
2. 次回委員会の開催について